

財務省告示第百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十年三月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	トン
二	四六トン
三	四・七八トン
四	四二、八八九トン
五	一、六四トン
六	三、四三七トン

二二	二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七
四一、六五 トン	八七九トン	一、一四九トン	一六、八八トン	一四七、二トン	三三、八四トン	一、一六トン	八四五、三六トトン	一、五二一、二トン	五、六九二、三九 トン	九五、六八五トン	一、二五八トン	一、一三九トン	五七、二七六トン	四・八二トン	・七二トン

二九	一、一九六トン
二八	一八トン
二七	一八、九四四トン
二六	八、九八トン
二五	トン
二四	三三三トン
二三	九、一三三トン
二三	二四九トン